

別紙

茨城県暴力団排除条例に基づく行政処分基準

(趣旨)

第1条 この基準は、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）に基づく命令の不利益処分を行うための基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(処分手続)

第3条 不利益処分に係る手続きは、原則として茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）の規定に従い、茨城県暴力団排除条例施行規則（平成23年茨城県公安委員会規則第2号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年茨城県公安委員会規則第7号）及び茨城県暴力団排除条例及び同条例施行規則の運用について（令和6年3月6日、通達乙組対第365号。以下「通達乙」という。）の規定に基づいてこれを行うものとする。

(処分基準)

第4条 各命令における処分基準は、以下のとおりとする。

(1) 条例第13条の3第1項の規定による命令（中止命令）

ア 違反行為の確認

条例第20条第1項の規定に基づく調査及び立入検査、又は通達乙第5の規定に基づく警察職員による調査により、条例第13条第2項の規定に違反して、禁止区域内において暴力団事務所の開設又は運営がされたことを確認したときとする。

なお、「開設」とは、暴力団の活動を行うために必要な施設を新たに設けて拠点とすることをいい、「運営」とは、開設した暴力団事務所の暴力団活動の

拠点たる機能を継続的に発揮させることをいう。

イ 命令を行うべき場合

違反行為を確認したとき。

ウ 命令の内容

条例第13条の3第1項の規定に基づき、当該違反行為を中止することを命ずること。

(2) 条例第13条の3第2項の規定による命令（中止命令）

ア 違反行為の確認

条例第20条第4項の規定に基づく調査又は通達乙第5の規定に基づく警察職員による調査により、条例第13条の2の規定に違反して、暴力団員が暴力団事務所に青少年を立ち入らせたことを確認したときとする。

イ 命令を行うべき場合

違反行為を確認したとき。

ウ 命令の内容

条例第13条の3第2項の規定に基づき、以下の事項について命ずること。

(ア) 当該行為を中止すること

(イ) 当該行為が中止されることを確保するため、禁止行為を行う目的での連絡や、他人を介して同様の連絡等をさせる行為をしないこと

(3) 条例第13条の3第3項の規定による命令（再発防止命令）

ア 違反行為の確認

条例第20条第4項の規定に基づく調査または通達乙第5の規定に基づく警察職員による調査により、条例第13条の2の規定に違反して、暴力団員の青少年に対する禁止行為が確認され、さらに反復して複数の少年に対して、当該行為をするおそれが認められたときとする。

イ 命令を行うべき場合

違反行為の確認後、複数の少年に対して原則として当該違反行為を含めて1年以内に2回以上の当該禁止行為が確認されたとき。

ウ 不利益処分の内容

条例第13条の3第3項の規定に基づき、1年を超えない範囲内で期間を定めて、以下の事項について命ずること。

(ア) 不特定の青少年に対して、当該禁止行為をしないこと。

(イ) 不特定の青少年に対して、当該禁止行為を行う目的での連絡や、他人を介して同様の連絡等をさせる行為をしないこと。

なお、「1年を超えない範囲内」については、1年より短い期間とすることにつき合理的な理由がある場合を除くほか、通常、最長期の1年とする。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。